

PTA活動に伴う保険加入のお知らせ

初夏の候、みなさまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりPTA活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も本部役員を中心に専門委員会などの協力のもと事業計画に基づく活動を行うことから、活動中のけがや事故に対応するためにPTA保険及びPTA個人情報保険に下記の通り加入いたしました。

記

1 PTA団体傷害保険について

保険の請求は、事故発生後30日以内に申請が必要です。

- (1) PTAが主催または共催する行事に参加中（自宅と行事会場の往復途上を含む）、PTA会員や児童が事故によって傷害を被った場合に適用。

注）スポーツ振興法の定めるところにより補償される児童の事故については、本保険の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害
- ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中による傷害
- ・脳疾患、疫病（日射病、熱射病を含む）、心神喪失による傷害
- ・地震や噴火またはこれらによる津波、戦争や暴動等による傷害

- (3) お支払いする保険金について

- ・死亡、後遺障害 200万円
- ・入院保険金日額 2,500円
- ・通院保険金日額 1,500円

注）保険金額、保険金日額は被保険者1名あたりのもの

注）保険料は、保険期間1年以内のもの

- (4) 保証期間

令和6年5月13日16:00～令和7年5月13日16:00まで

2 PTA賠償責任保険について

- (1) PTAの役員や責任者の不注意、管理、指導ミスにより、児童や会員（教職員を含む）が会員または第3者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。

- (2) 第3者からの借用物を損壊し、法律上の責任を負った場合などに適用。

- (3) 保証期間

令和6年5月13日16:00～令和7年5月13日16:00まで

3 PTA個人情報保険について

個人情報保護法の改正により、PTAも同法の「個人情報取扱事業者」に該当します。個人情報の取扱には万全を期しておりますが、リスクを回避する備えとして個人情報保険へ令和元年度より加入しております。

- (1) 保険費用 13,500円

PTA予算 「その他保険費」の項目から支払います。

- (2) 保証期間

令和6年5月1日0:00～令和7年5月1日16:00まで

令和6年度 P T A会費の引き落としについて

P T A会員のみなさまにおかれましては、平素よりP T A活動にご理解ご協力を賜り深く感謝いたします。
令和6年度のP T A会費の引き落としについては、学校より配布されています「令和6年度 学校徴収金について」のお知らせのとおり、

6 月 に 一 括 し て 3 , 0 0 0 円 の 引 き 落 と し と な り ま す 。

(1 世 帯 2 5 0 円 × 1 2 ヶ 月)

- * 引き落とし日は 6月10日(月) です。
- * 引き落とし日の前に千葉興業銀行口座の残高確認をお願いいたします。
- * 尚、残高が不足しますと口座引き落としが出来ませんので、ご注意ください。

今年度はP T A会費で以下のものを購入する予定であります。

- ◇ 運動会記念品 学校名入り鉛筆・赤青鉛筆
- ◇ 卒業・進級祝い
- ◇ 6年生への卒業証書ホルダー・コサージュ
- ◇ 保護者腕章・臨時来校ネームホルダー
- ◇ 災害備蓄品のクッキー、水

(学校ホームページに掲載の令和6年度 予算もあわせてご覧ください。)

これまでの学校への寄贈品の一例

- ◇ 体育館用の大型扇風機と CO₂ センサー(コロナ禍の感染症対策として)
- ◇ ミストシャワー
- ◇ 視聴覚室の長机と椅子の収納台車
- ◇ リヤカーや作業用一輪車
- ◇ 体育館用の大型ストーブ
- ◇ 各教室に内線電話・扇風機・CDラジカセ・加湿器など